

# 今月のトピックス

令和3年8月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL 03-5356-6377  
TEL 048-781-2651  
URL <http://www.slmo.co.jp/>

## 在職老齢年金制度の見直しについて ～令和4年4月1日施行～

60歳以上の高年齢労働者のさらなる就労促進を目的とした「在職老齢年金制度の見直し」が行われ、令和4年4月1日より施行となります。以下概要をご案内いたします。

### 【「在職老齢年金」（65歳未満）の支給停止基準の緩和】

60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度（低在老）について、支給停止とならない範囲が拡大されることとなりました。具体的には、年金の支給が停止される基準が現行の賃金と年金月額合計額28万円から47万円に引き上げられ、賃金と年金月額の合計額が47万円以下の方は年金額の支給停止がなくなります。

なお、65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）については、現行の基準は47万円となっており、こちらに変更はありません。

### 【「在職定時改定」の導入】

65歳以上の在職中（社会保険加入中）の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定し、それまでに納めた保険料を年金額に反映する制度が導入されることとなりました。これまでは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは老齢厚生年金の額は改定されませんでしたが、在職定時改定の導入により、就労を継続したことの効果が退職を待たずに早期に年金額に反映されることとなります。

	変更前	変更後
60～64歳	【支給停止基準額】 28万円	【支給停止基準額】 <b>47万円</b>
65歳以上	【支給停止基準額】 47万円（変更なし）	
	【在職定時改定】 制度なし （資格喪失まで年金改定なし）	【在職定時改定】 <b>毎年10月に納付済み保険料を 年金額に反映</b>

【今年度の最低賃金の引き上げ額の目安「28円」 ―過去最大の引き上げ幅に―】  
厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金について28円引き上げ、最低賃金の全国平均を930円（現在は902円）とする目安を示しました。引き上げ額は、最低賃金が時給で示されるようになった2002年度以降で最大となっております。実際の引き上げ額は今後、この目安額をもとに都道府県ごとに決定され、10月頃から改定される見通しです。

夏季休業のお知らせ 弊社8月13日～8月16日は夏季休業とさせていただきます。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。